

進捗表：水循環政策における水力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大について

内閣官房水循環政策本部事務局・国土交通省等

論点	意見・要望 (委員意見書、全国小水力利用推進協議会)	内閣官房水循環政策本部事務局・国土交通省等における検討の進捗
① 2030年、2050年の導入目標の設定及び同目標に対するロードマップの策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水循環政策本部事務局は2030年、2050年の水力発電をはじめとする再エネ導入に関する電源別の野心的な数値目標の設定を行い、目標達成に向けたロードマップを9月までに策定すべき。 <p>(TF委員追加コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロードマップ策定期間を明確にし、数値目標については、高い目標を設定すべき。 	<p>【対応中】(水循環政策本部事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進については、関係省庁が緊密に連携して取り組むことが必要不可欠。 ・ 「水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に係る関係省庁会議」を5月31日に開催し、関係省庁に対し、再エネ導入に関する数値目標及びロードマップの検討を依頼した。 ・ 上記会議を受け、関係省庁に対しロードマップのひな型(資料5-3)を示すとともに、打合せを継続的に実施している。 ・ <u>9月中旬を目途に、数値目標及びロードマップを取りまとめる。</u>現在の検討状況は次ページ以降の通り。 ・ なお、太陽光発電の一部については、施設管理者は専ら敷地を貸す立場であり、事業者がどの程度設置するのか、見積りが難しいため、設置ポテンシャルの観点から数値目標の検討を行う。

<現在の検討状況>

1. 水力発電

○既存ダムの運用改善（国土交通省）

- ・国・水資源機構が管理する治水等多目的ダムは9月中を目途に数値目標・ロードマップを策定。
- ・都道府県が管理する治水等多目的ダムは、年内に数値目標・ロードマップを策定予定。（実施の判断を行う都道府県の理解を得るのに時間を要するため。）
- ・なお、毎回の気象条件により、発電量が大きく変動することから、数値目標はダム数とする。

○既存ダムの嵩上げ等（国土交通省）

- ・9月中を目途に数値目標・ロードマップを策定。

○発電利用されていない既存ダムへの発電機の設置（国土交通省）

- ・国・水資源機構が管理する治水等多目的ダムは9月中を目途に数値目標・ロードマップを策定。
- ・都道府県が管理する治水等多目的ダムは、年内に数値目標・ロードマップを策定予定。（実施の判断を行う都道府県の理解を得るのに時間を要するため。）

○農業水利施設（既存ダム含む）への発電機の設置（農林水産省）

- ・9月中を目途にダムを含む農業水利施設全体として数値目標・ロードマップを策定。（ただし、発電機が未設置のダムについては、管理者（土地改良区等）への意向調査結果等を踏まえ、設置の可能性等を検討し、年内に数値目標・ロードマップに反映させる。）

○水道施設（既存ダム含む）への発電機の設置（厚生労働省）

- ・9月中を目途にダムを含む水道施設全体として数値目標・ロードマップを策定。（ただし、発電機が未設置のダムについては、管理者の検討結果等を踏まえ、設置の可能性を検討し、令和4年度中に数値目標・ロードマップへ反映させる。）

○工業用水道施設（既存ダム含む）への発電機の設置（経済産業省）

- ・9月中を目途にダムを含む工業用水道施設全体として数値目標・ロードマップを策定。（ただし、発電機が未設置のダムについては、引き続き、調査を行った上で検討を行い、速やかに数値目標・ロードマップに反映させる（令和4年度頃）。）
- ・なお、9月時点の数値目標・ロードマップは太陽光発電を含むものとなる。電源別の数値目標・ロードマップは可及的かつ速やかに

策定。

○発電専用ダムの発電機の交換（経済産業省 資源エネルギー庁）

- ・ 9月中を目途に 2030 年の数値目標・2030 年及び 2050 年のロードマップを策定。
- ・ 2050 年の数値目標については、令和 4～5 年度に調査・検討を実施し、本調査結果を踏まえ、速やかに策定予定（令和 5 年度頃）。

○下水道施設における処理水を活用した発電（国土交通省）

- ・ 9月中を目途に数値目標・ロードマップを策定。

2. 太陽光発電

○貯水池への太陽光パネルの設置

（農林水産省）

- ・ 9月中を目途に水上太陽光発電の設置ポテンシャルの見える化を進めるためのロードマップを策定。
- ・ 太陽光発電の設置に際しての留意点をまとめ、留意点を踏まえ関係者からヒアリングなど必要な調査・検討を行いつつ、技術的要件を整理し、令和 5 年度を目途に数値目標として設置ポテンシャルを算定。

（国土交通省）

- ・ 9月中を目途に水上太陽光発電の設置ポテンシャルの見える化を進めるためのロードマップを策定。
- ・ 令和 4 年度より実証実験（設計含む）を行い、その結果を踏まえ、占用許可に当たっての技術的要件を令和 5 年度を目途に整理し、数値目標として設置ポテンシャルを算定。
- ・ なお、実証実験（設計を含む）の実施には通常の前倒し予算とは別に実証実験（設計を含む）するための必要な予算が確保されることが前提である。

（経済産業省 資源エネルギー庁）

- ・ 9月中を目途に 2030 年の数値目標・2030 年及び 2050 年のロードマップを策定。
- ・ 2050 年の数値目標について、他省庁における治水上の課題検討を踏まえた上で、令和 6 年度を目途にフェージビリティスタディを実施し、本調査結果を踏まえ、速やかに策定予定（令和 6 年度頃）。

○水道施設（既存ダム含む）への太陽光パネルの設置（厚生労働省）

- ・ 9月中を目途にダムを含む水道施設全体として数値目標・ロードマップを策定。

○工業用水道施設（既存ダム含む）への太陽光パネルの設置（経済産業省）

- ・ 9月中を目途にダムを含む工業用水道施設全体として数値目標・ロードマップを策定。
- ・ なお、9月時点の数値目標・ロードマップは水力発電を含むものとなる。電源別の数値目標・ロードマップは可及的かつ速やかに策定。

○下水道施設への太陽光パネルの設置（国土交通省）

- ・ 9月中を目途に数値目標・ロードマップを策定。

○河川敷・堤防敷への太陽光パネルの設置（国土交通省）

- ・ 9月中を目途に太陽光発電の設置ポテンシャルの見える化を進めるためのロードマップを策定。
- ・ その後、太陽光発電の設置に際しての留意事項を検討し、令和3年度中を目途に国管理、令和4年9月中を目途に都道府県管理河川について、数値目標として設置ポテンシャルを算定。
- ・ また、太陽光発電を検討する事業者向けのパンフレットを令和4年9月中を目途に作成・公表。

3. バイオガス・バイオマス発電

○下水汚泥を活用した発電（国土交通省）

- ・ 9月中を目途に数値目標・ロードマップを策定。

	<ul style="list-style-type: none"> 改正温対法では、地方自治体の実行計画の再エネ導入目標を追加することや「地域脱炭素化促進事業」に関する促進区域や環境配慮・地域貢献の方針などを定めることを求めていることから、内閣官房や国土交通省は、水力発電等に関する地方自治体のロードマップ策定や体制整備も支援すべき。 	<p>【対応中】（環境省、国交省、水循環政策本部事務局）</p> <p>（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省は、改正温対法の施行に向けて、概ね以下のようなスケジュールで準備を進めていく。 9月初旬から、改正温対法に定める促進区域の設定等のあり方、地方自治体の実行計画の策定マニュアルについて、外部有識者による検討会を開催し、より専門的な検討を開始予定（現在、開催準備中）。 複数回にわたり同検討会での議論を重ね、年内を目途に一定の取りまとめを行う予定。これを踏まえ、関係省令案やマニュアル案のパブコメを経た上で、関係省令を公布し、マニュアルを策定予定。 さらに、年明け以降、全国の地方自治体等への周知期間を確保した上で、改正温対法公布（2021年6月2日）から1年以内の円滑な施行を目指す予定。 <p>（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、改正温対法の施行に向けた準備を環境省と協力して進めているところであり、国土交通省としても、今回の改正法施行により自治体が設置する協議会に河川管理者として参画する等で水力発電に係る地方公共団体実行計画策定について積極的に支援を行う。 例えば、地方公共団体実行計画を策定する際の合意形成プロセスの中で、地域脱炭素化事業を行うと見込まれる水力発電事業者が設置したいと考えている施設に他の水利使用者や漁業者への影響が懸念される場合、<u>協議会を含むこの合意形成プロセスに河川管理者が参加・協力することで、河川管理者が保有している他の河川や他の地域における許可事例（設置する施設の構造とその影響度合いに関する知見を含</u>
--	---	--

		<p>む)の情報を提供し、そうした課題への解決例を示すことができると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> これにより水力発電事業者が設置する施設の影響について、他の水利使用者や漁業者の懸念が払拭される等が期待されるとともに、河川管理者が参加しない場合に比べて合意形成までの時間が短縮されることが期待され、ひいては当該市町村の実行計画の早期策定及び早期実現に寄与することができると考えている。 このように、国土交通省は、地方公共団体実行計画を策定する際に、市町村・地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者の合意形成の場面等で、水利制度や案件形成に必要な情報の提供・助言等を積極的に行い、地域が主体となって行う脱炭素化について後押ししていく。 <p>(水循環政策本部事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水行政の範囲は多岐に渡り、その所管や権限が各省庁・地方自治体の担当部局に細分化されており、問合せ先が分からない可能性があることから、<u>水循環政策本部事務局ホームページ</u>に、地方公共団体を対象とした水循環政策における再エネ導入促進に関する<u>相談窓口</u>を8月中旬に設置し、地方自治体の活動を支援する。
	<ul style="list-style-type: none"> 水循環政策本部事務局は、ロードマップに沿った水力発電等の再エネの開発が実現されているか、責任をもって把握し、目標達成上の課題を迅速に明確化するとともに、各省庁・地方自治体任せにせず、自ら必要な政策の検討・実 	<p>【対応中】(水循環政策本部事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁の協力を得ながら、目標達成に向けた取組みを主体的に行う。 水循環政策における再生可能エネルギーの重要性に関する国民の理解と関心を深めるため、<u>シンポジウム開催等の普及啓発活動</u>に取り組む。

	<p>施を主体的に行うべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 具体的には、例年秋ごろに開催している水循環シンポジウムの中で、地方自治体、施設管理者、再エネ事業者等を対象に、水循環に関する再エネ導入の先進事例を紹介することにより、再エネに対する理解と関心を深める講演を行うことを検討中。
	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、河川管理全体の目的の中に最大限の再エネ導入を明確に位置付けることの重要性に鑑み、例えば河川法の目的に発電利用を明示する、水力発電導入促進のための新法を制定するなど、法的な整備も検討すべき。 	<p>【別の方法で対応】(国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水力発電の導入を促進する観点から、改正地球温暖化対策推進法(令和3年5月成立)において、従属発電に係る河川法の登録手続のワンストップ化特例及び市町村の法定協議会が法的に位置付けられたことから、国土交通省は環境省と連携し、法定協議会への河川管理者の参画などこれらの制度を積極的に活用することで、河川における再エネ導入を積極的に行っていく。
<p>② 既存ダムを最大限有効活用するための施策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、国・水資源機構・地方自治体が管理するダムにおいて、嵩上げや容量の有効活用の可能性を徹底的に分析し、ロードマップ内で既存の各ダムの最大限の有効活用の方法及び対策実施時期を明確化すべき。 	<p>【対応中】(国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムの嵩上げ等のダム再生は、洪水調節機能の強化のために実施するものであるが、その際、発電増強にも資する事業となるよう進める。具体的には、事業化済みのものは、数値目標を明確化したロードマップを作成して進めていく。また、更なる事業化に向けて、ダム毎に地形・地質の状況やダムの構造等の調査、嵩上げ等の技術的な実現可能性の検討を進め、投資効率性が確認されたものから、利水者や水没地の地権者等とも調整しつつ、順次、実施する。 気象予測を活用したダム運用の改善など、ダムの容量の有効活用については、治水と利水を両立する必要があることから発電を含む利水関係者や流域の関係者と調整しながら、<u>ロードマップを作成しつつ、順次、取り組む。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> 既存ダム容量の最大限の有効活用を実現するため、洪水時の利水の治水への協力だけでなく、平時の治水の利水、特に発電用途への協力（洪水時以外の治水容量を利水に活用）を推奨する旨、6月までに通知を出すべき。 	<p>【対応済み】（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>平時の治水の利水活用（特に発電）への協力について、6月29日に通知を发出済み。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省・水資源機構は、夏季制限水位期間中にダム下流の河川環境の整備と保全を図るため認めている洪水調節容量の一部活用につき、発電用途にも活用を認め、流域の安全面などにも配慮しつつ、直ちにダムの運用改善を図るべき。 	<p>【対応中】（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省、水資源機構及び自治体が管理する治水等多目的ダムにおいては、個別河川毎に検討を行った上で、治水に支障を及ぼさない範囲で、<u>非洪水期において、洪水調節容量の一部に貯水を行い、貯留した水を水力発電しながら放流することを、今年の非洪水期から順次措置する。</u> 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムでは<u>令和3年度の非洪水期より新たに取組む予定のダムの数を9月末にロードマップに反映する予定。</u>（自治体が管理する治水等多目的ダムは年内にロードマップに反映予定） また、国土交通省、水資源機構及び自治体が管理する治水等多目的ダムにおいては、洪水調節によって洪水調節容量内に貯まった水を洪水後に放流する時に出来る限り発電に活用できるよう放流するなど、<u>気象予測を活用したダム運用について具体の検討を進める。</u> 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムでは洪水調節によって洪水調節容量内に貯まった水を洪水後に放流する時に出来る限り発電に活用できるよう放流することについて、<u>令和3年度若しくは令和4年度より試験的に取組む予定のダムの数を9月末にロー</u>

		<p>ドマップに反映する予定。(自治体が管理する治水等多目的ダムは年内にロードマップに反映予定)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、SIP で開発が進められている統合ダム防災支援システムにつき、開発期間終了後（令和4年度まで）、速やかに全てのダムに実装し、更なるダムの運用改善を図るべき。また、同ダム運用改善を速やかに実行するため、事前に弾力的運用に関するルール・マニュアルを整備すべき。 	<p>【対応中】（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前放流の更なる拡大や、発電に利用できるようなできるだけ緩やかに事前放流することによる増電が期待される長時間アンサンブル降雨予測技術について、<u>国土交通省及び水資源機構が管理している治水等多目的ダムにおいて令和5年度より順次実装する。</u> <u>新たな降雨予測技術を活用したダムの運用改善についての基本的事項を定めたマニュアル等を令和4年度中に整備する。</u>
<p>③ 発電利用されていない既存ダムへの発電機の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発電機が設置されていないダムも少なくないことから、大前提として発電機が設置されていないダムの数を7月までに把握した上で、発電利用されていない既存ダムについては、ロードマップ内で発電機設置時期を明確化し、既存ダムの最大限の活用を図るべき。 	<p>【対応中】（水循環政策本部事務局、国交省、関係各省） （水循環政策本部事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>国土交通省、農林水産省、厚生労働省及び経済産業省が所管するダムで、発電利用されていないダムの数を取りまとめた（資料5-2）。</u>引き続き、関係省庁の協力を得ながら、発電利用されていない既存ダムへの発電機の設置を検討し、数値目標及びロードマップに反映する。 <p>（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダム（128ダム）のうち、発電に未利用の河川維持放流を活用した自家水力発電を導入していない8ダムにおいて、最大限の水力発電が行えるよう<u>民間資金を活用することも含めて自家水力発電を導入することを速や</u>

		<p>かに個別で検討し順次措置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省、水資源機構及び自治体が管理する治水等多目的ダムで、<u>発電利用されていないダムの状況（利水用の放流を活用した発電の状況を含む。）</u>を7月までに把握した。 ・ <u>国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダム8ダムについて2030年までに発電機を導入する予定</u>。なお、発電機の導入拡大には通常の前算とは別に発電機を導入するための必要な前算が確保されることが前提である。 ・ 前算の確保の課題があるが、速やかな導入に向けて、並行して、<u>民間事業者の資金により水力発電機を設置する方法についても検討しており、類似事業の事例や自治体における事例を調べているところである。</u> ・ 今後は、<u>令和4年度からの民間事業者の公募も視野に入れつつ、公募の条件や、民間事業者を選定する基準などの整理を進める。</u> ・ また、<u>自治体が管理する治水等多目的ダムへの発電機の設定については、ダムの管理者である自治体の判断となるが、可能な限り積極的に導入していくことが望ましいとの立場から、必要な助言等を行っていく（年内にロードマップに反映予定）。</u> ・ さらに、発電機が設置されていないダムに加え、発電事業者による発電が行われているが自家水力発電の可能性のあるダム、自家水力発電が行われているが利水用の放流を活用した発電の可能性のあるダムなど、発電に未利用の放流があり、更なる発電の可能性のあるダムについても、追加の発電機の導入等について検討を進める。
--	--	---

		<p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水力発電施設が未設置のダム管理者に対して、管理者に加えて他の民間事業者が設置・運営する場合も含めた意向調査を行っており、その結果を踏まえ、年内に数値目標・ロードマップに反映する。 <p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者から聞き取りを行ったところ、物理的設置の可否や経済的合理性の観点から発電機の設置は困難と回答のダムがあったが、こうした検討を行っていない残りのダムについては、管理者に対して、今年中に検討に着手するよう要請を行う。その上で、管理者の検討結果を精査し、必要に応じて追加調査等を行うことで、令和4年度中に発電機設置が有効だと考えられるダムを特定し、数値目標・ロードマップに反映させるとともに、ダム管理者への技術的助言等を行う。 <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電利用されていないダムの事業者に聞き取りを行ったところ、全ダムにおいて、常時放流が行われていない、放流水の高低差が小さいなどの効率性の観点等から、発電機の設置は困難との回答があったが、引き続き、調査を行った上で検討を行い、数値目標・ロードマップを改定する（令和4年度頃）。 <p>(水循環政策本部事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の取り組み事例について、関係省庁に情報提供することにより、既存ダムを活用した再生可能エネルギーの導入を促進する。
--	--	--

<p>④ 民間資金・ノウハウの積極的な活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省は、既存公営水力発電所の適切な施設の更新・改修の実現し、水力発電の維持・拡大を図るため、地方自治体における民間資金や民間の発電所運営ノウハウ等の活用検討を更に支援し、少なくともアクションプラン内に掲げる数値目標（3件のコンセッション方式によるPFIの事業化）を早急に実現すべき。公営水力に限らず、他の再エネについても、民間資金やノウハウ等を積極的に活用すべく、令和3年度中にロードマップの策定を行うべき。 <p>(TF委員追加コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的主体では設備更新や発電量増加のスピード感に欠けるため、PFI室と連携して、4件だけではなくより高い目標値を設定すべき。 	<p>【対応中】(経産省 資源エネルギー庁)</p> <p><令和3年度版 PFIアクションプラン(抜粋)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度から令和2年度までを集中強化期間として、3件の公共施設等運営事業の具体化を目標としていたが、1件の具体化にとどまった。カーボンニュートラルの実現等に向けて、再生可能エネルギーの一つである公営水力発電においても、老朽化した施設を適切に更新・改修することでその機能を最大限発揮していくことが求められ、民間資金等を活用していくことが重要である。このため、引き続き重点分野とし、支援を実施する。なお、公営水力発電は民間代替性が高い分野であることから、経営効率化の手法は公共施設等運営事業方式をはじめ、民営化・民間譲渡も選択肢として含まれ、事業者が個々の事情を勘案して最適な方法を選択していくことが重要である。これを踏まえ、今後の経営のあり方の検討(運営権制度に加え、民営化・民間譲渡等を含む)が令和4年度末までに少なくとも3件行われるよう促す。<経済産業省> ・ 公共施設等運営事業方式によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業を計上し、地方公共団体における検討、移行を支援する。(平成30年度から)<経済産業省> ・ 鳥取県営水力発電の先行事例について、他の公営水力発電事業への適用拡大を図るため、情報提供を始めとした横展開を図る。(令和3年度から)<経済産業省> <p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営水力は地方自治体の中で、減価償却が終わった比較的優良資産
---------------------------	---	--

		<p>となっているケースもあり、PFI方式も含めて、民間譲渡、直営方式、こういった方式がいいのか地域の実情に応じた経営方式を選択していくことが望ましいと考えており、<u>鳥取県のような良い例を地方自治体の中でも一つの選択肢として加えて頂けるよう、説明会や勉強会を今後も実施していく。</u></p> <p><進捗状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢市 ※ガス事業と併せて事業譲渡 優先交渉権者の決定（令和3年2月） 事業譲渡仮契約（令和3年6月） 事業譲渡予定（令和4年4月） ・ 東京都 直営・コンセッション・民間譲渡の比較検討材料の一つとなる発電所更新計画を策定（～令和2年度） 引き続き、経営の方向性について検討を進め、2020年代半ばまでに経営の方向性を示していく
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省は、水力発電の発電量増加を図るため、民間で開発されたIoTを活用した発電所の効率的運用技術につき、国や水資源機構が保有する水力発電所での活用可能性を検討し、有用性が確認できた場合には、地方自治体にも積極的な活用を促すべき。 	<p>【対応中】（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間水力発電所の運用技術のノウハウを把握し水力発電量の増加にも資するダム運用を検討する。

<p>⑤ バックアロケーションの減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、国が建設・運営するダムに関し、水力発電の導入拡大のため、多目的ダムについては、納付金の減免を令和3年度内に検討を行い、令和4年度のできるだけ早い時期に導入すべき。また、多目的ダム以外のダムについては、バックアロケーションの免除を直ちに検討すべき。 <p>(TF 委員追加コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 減免というよりそもそも制度の在り方自体を見直すべきではないか。 	<p>【別の方法で対応】(国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>国自らが管理用発電として発電し、余剰分を売電することとする。</u>具体的には、国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダム(128ダム)のうち、発電に未利用の河川維持放流を活用した自家用水力発電を導入していないダムは8ダムしかないことから、この<u>8ダムについて2030年までに発電機を導入する予定。</u>なお、発電機の導入拡大には通常の予算とは別に発電機を導入するための必要な予算が確保されることが前提である。 予算の確保の課題があるが、速やかな導入に向けて、並行して、民間事業者の資金により水力発電機を設置する方法についても検討しており、類似事業の事例や自治体における事例を調べているところである。 今後は、令和4年度からの民間事業者の公募も視野に入れつつ、公募の条件や、民間事業者を選定する基準などの整理を進める。
	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、地方自治体が建設・運営するダムに関し、各自治体の判断でバックアロケーションを決定できる旨、通知を6月中に発出し、明確化すると共に、水力発電導入拡大のため、バックアロケーションの免除を積極的に検討するよう促すべき。 	<p>【対応済み】(国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が建設・管理するダムに、新たに発電事業者が参画する場合、当該ダムは従前のダム管理者と新たな発電事業者の兼用工作物となるが、この費用負担については、河川法において「協議して定める」ものと規定されており、<u>必ずしも特ダム法のルールに従う必要はない旨の通知を都道府県宛に6月30日に発出済み。</u>

<p>⑥ 水行政に関連する新たな再生可能エネルギーへの促進支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水循環政策本部事務局は、中小水力（河川に限らず、上下水道、工業用水等も含む）だけでなく、水資源に関連するバイオガス・バイオマス発電、水上太陽光、河川敷・堤防敷の太陽光等全ての再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを追求し、目標・ロードマップに盛り込むべき。 特に水上太陽光については、具体的な目標・ロードマップを個別に策定すると共に、ガイドライン等も作成し、積極的に推進すべき。 一貫した拡大目標と明確なガイドラインを定めるべき。 水上太陽光発電の主力である農業用ため池について積極的導入を進めるべき。 農業用ダムの改修の際、小水力発電の設置を進めるべき。 	<p>【対応中】（水循環政策本部事務局、国交省、農水省）</p> <p>（水循環政策本部事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月中を目途に、数値目標及びロードマップを取りまとめる。詳細は、①のとおり。 <p>（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省が管理する治水等多目的ダムにおいて、<u>水上太陽光発電の設置を求める事業者に対して、設置ポテンシャルの見える化を進めるためのロードマップを9月末にまとめる。</u> 具体的には、国交省が管理する治水等多目的ダムにおいて、令和4年度より実証実験（設計含む）を行い、その結果を踏まえて、<u>占用許可にあたっての技術的要件を整理し、設置ポテンシャルを見える化する。</u> <u>なお、実証実験（設計含む）の実施には通常の予算とは別に実証実験（設計含む）するための必要な予算が確保されることが前提である。</u> <p>（農水省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用ため池上に水上太陽光発電設備を設置している事例の調査を実施し、調査結果を踏まえて、<u>令和3年度上期までにため池に水上太陽光発電設備を設置する上での留意点を示すことを検討する。</u> 農業用ダムの改修時を含め農業水利施設への小水力発電施設の導入について支援するとともに、事例の周知等により取組を推進する。
-------------------------------------	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> 既存の農業用水路を拡張し、農業用途だけでなく、発電用途にも活用する「相乗り発電」につき、水力発電の導入拡大だけでなく、山間部の水インフラの再構築にも繋がることから、同取組みを積極的に認め、認知度を高めるために9月まで地方自治体に周知すべき。 	<p>【対応中】（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省とも相談の上、水力発電事業者が必要とする情報を分かりやすく示した資料を作成し、<u>9月までに積極的に周知する。</u>
<p>⑦ 小水力発電関連の系統連系要件の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中小水力発電導入が進まない原因として系統連系に必要なとされている装置（逆変換装置、能動的方式の単独運転検出装置）の設置コストがあるが、単独運転検出装置の技術的進歩、運用実態を踏まえ、50kW未満の小水力発電（かご型誘導発電機）に課されている逆変換装置の追加設置要件について、令和3年度中に見直すべき。 小水力に限らず、風力、太陽光、地熱などの全ての低圧及び高圧連系の発電設備に課されている能動的方式の単独運転検出装置の設置要件について、海外との比較や系統側での対策との比較（効果、経済合理性など）も含め、令和3年度中に必要性や見直すべき。 	<p>【対応中】（経産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 50kW未満の小水力発電（かご型誘導発電機）に課されている逆変換装置の追加設置要件については、8月には規制見直し要望団体へのヒアリングを実施するなど調査を開始。<u>その特性や運用実態等を調査した上で、令和3年度内に方向性を取りまとめ、速やかに緩和等の措置を講ずる。</u> <p>【対応中】（経産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 小水力に限らず、風力、太陽光、地熱などの全ての低圧及び高圧連系の発電設備に課されている能動的方式の単独運転検出装置の設置要件について、8月には規制見直し要望団体へのヒアリングを実施するなど調査を開始。<u>海外との比較や系統側での対策との比較（効果、経済合理性など）も含め、令和3年度内にその必要性の見直しを検討し、速やかに結論を得る。</u>

<p>⑧ 水力発電用の水管の道路占有許可条件の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 道路法上、占有が認められる水管は「水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る」と限定されており、水力発電開発に支障をきたすケースがあることから、他用途の水管と同じ基準を満たす水力発電用の水管については、道路占有許可を与えるように令和3年度中に措置すべき。 	<p>【対応中】（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水力発電用の水管による道路占有について、<u>全国の道路管理者を対象に調査を実施したところ、平成28年度以降、全国で500件超の許可事例があることがわかった。</u>これらの事例の詳細等を分析の上、<u>義務占有物件と同様に取り扱うことに問題がないことが確認できれば、これと同様に道路占有許可を与える旨の通知を各道路管理者宛に発出することを令和3年度中に措置する。</u>
<p>⑨ 水利権手続の円滑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河川協議が効率化を図るため水利台帳を電子データ化すべき。 	<p>【対応中】（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>1級河川に係る水利台帳（附属する図面を除く）の電子データ化は、各地方整備局等において概ね完了。</u>現在、水利台帳は河川法の規定に基づき地方整備局等の本局において閲覧に供しているところである。 更に今後、時間・費用・手間等の閲覧者の利便性向上の観点から、地方整備局等へ足を運ばずとも遠隔地で必要な水利台帳が確認できるよう、<u>閲覧希望者に対し、電子メールを活用して電子データを提供する新しいサービスを令和3年度内に開始する。</u>また、引き続き電話での相談対応も併せて実施する。 <u>2級河川については、都道府県が河川管理者として水利台帳の調整・保管を行っていることから、現在の水利台帳の電子データ化について対応状況を把握（令和3年9月末まで）した上で、国土交通省の取組を紹介し、電子データ化と閲覧者の利便性向上を働き掛けていく。</u>